

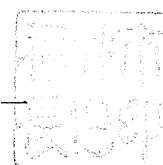
福井市告示第 2 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による団体営非補助土地改良事業内山梨子地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日

福井市長 東 村 新



次の区域を八幡町 2 0 字打越に編入する。

町	字	地 番
八幡町	1 6 字 藤ノ木	1 2 の 1 から 2 の 3 まで 3
	2 1 字 油木	1 の 1 から 1 の 3 まで 2 4 の 1 から 4 の 3 まで 5 から 7 まで 8 の 1 から 8 の 4 まで 9 から 1 2 まで 1 3 の 1 から 1 3 の 3 まで 1 4 の 1 から 1 4 の 6 まで 1 5 の 1 から 1 5 の 3 まで 1 6 から 2 0 まで 2 1 の 1 から 2 1 の 3 まで 2 2 3
	2 1 字 栃谷	1 の 2 1 の 3 2 の 2 2 の 3 3 の 1 3 の 2 4 の 2 4 の 3 7 の 2 1 2 の 2 1 3 の 2 1 4 の 2 1 5 の 2 1 6 の 2 1 7 の

		2
	2 2 字 栃谷	2 の 1 から 2 の 3 まで 4 5 6 の 1 から 6 の 3 まで 7 の 1 7 の 2 8 の 1 から 8 の 3 まで 9 の一 部 1 0 の一部 1 1 の一部 1 2 の 1 1 2 の 2 1 3 の 1 から 1 3 の 4 まで 1 4 の 1 1 4 の 2 1 5 から 2 3 まで
	2 2 字 源田	2 0 の 2 2 2 の 2 2 3 の 2 2 4 の 2 2 5 の 2
	2 3 字 岩ヶ谷口	1 の 2 2 の 2 2 の 3 6 の 2 6 の 3 7 の 2 7 の 3 1 0 の 3 1 0 の 4 1 1 の 3 1 1 の 4 2 9 の 3 2 9 の 4 3 0 の 2 3 0 の 3
	2 5 字 下菊万	5 0 の一部
内山梨子町	9 字 岩越山	3 2 の 3 3 3 の 2 3 3 の 3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び介在する水路である国有地の全部並びに内山梨子町 7 字 1 5 番 1 の地先の水路である国有地の全部

次の区域を八幡町 2 5 字下菊万に編入する。

町	字	地番
八幡町	2 2 字 栃谷	9 の一部 1 0 の一部 1 1 の一部

次の区域を内山梨子町 7 字岩越に編入する。

町	字	地番
八幡町	20字 打越	33の2の一部 33の3の一部
これらの区域に隣接する水路である国有地の全部		